法における「特定空家等に対する措置」の手順フロー

資料６

事案の発生（市民相談、実態調査等）

１　現地及び所有者等の調査【第９条～第10条関係】

■現地調査
⑴現地調査による空家等の状態の把握
⑵立入調査の実施
⑶対応方策の検討

■所有者等の調査
⑴所有者等の特定

※現地調査と所有者等の調査の順序は事案に応じて判断する（同時並行も可）

所有者等を確知することができない

特定空家等判定方法マニュアルにより特定空家等と判定された場合

２　所有者等の事情の把握

⑴所有者等の事情の把握
⑵所有者等の事情に応じた解決策の検討

３　助言又は指導【第14条第１項関係】

⑴助言又は指導の実施
⑵助言又は指導の実施後の対応

４　勧告【第14条第２項関係】

⑴勧告の実施
⑵関係部局（税務、その他）への情報提供
⑶勧告に従い措置が実施された場合の対応
⑷勧告に従わなかった場合の対応
⑸所有者等が変わった場合の対応

確知できた所有者等に措置を講ずる権原がない

５　意見書等の提出の機会【第14条第４項～第８項関係】

⑴措置を命じようとする者への事前の通知
⑵公開による所有者等からの意見の聴取

６　命令　【第14条第３項関係】

⑴命令の実施
⑵標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示
⑶命令に従い措置が実施された場合の対応
⑷過料の手続

過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合

７　行政代執行【第14条第９項関係】

⑴実体的要件の明確化
⑵文書による戒告
⑶代執行令書による通知
⑷執行責任者証の携帯及び提示
⑸代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
⑹費用の徴収

８　略式代執行【第14条第10項関係】

⑴略式代執行を行うことができる要件の確認
⑵事前の公告
⑶略式代執行の対象となる特定空家等の中の動産の取扱い
⑷費用の徴収